

令和5年菊陽町成人式(仮称) 実行委員ボランティアを募集します

④ 生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

思い出に残る式を自分たちで企画運営してみませんか

◆実行委員の主な仕事

- ① 実行委員会会議への参加
- ② 10月から5回程度、午後7時から記念品の選定
- ③ 式前日の準備、リハーサルへの参加
- ④ 式の運営 など

◆対象者

平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
※成人年齢引き下げ後も20歳を対象とします。

◆申込期限 8月31日(水)

◆申込方法

電話で、住所、氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

◆その他

式は、令和5年1月8日(日)に図書館ホールで行う予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更または中止することがあります。



華やかな着物を披露



友人との再会に笑顔あふれる

ペットショップなどから購入した 犬・猫のマイクロチップ装着が義務に

④ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

6月1日から「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。装着されていると、行方不明になったときに飼い主の元へ戻る可能性が高まります。

マイクロチップとは

マイクロチップは、直径1～2ミリ、長さ8～12ミリ、重さ0.1～0.2程度の円筒形の小さな電子標識器具です。皮下に装着し、世界で唯一の15桁の番号を専用の読み取り機で読み取ることが出来ます。これまで副作用による障害はほとんど報告されていません。

装着費用は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、数千円から1万円くらいが一般的です。

所有者情報の変更登録は飼い主自身で行ってください。(パソコンやスマートフォンからオンラインで可能です)



環境省ホームページより
実寸大のマイクロチップ

ペットショップ以外から入手、以前から飼っている犬や猫は

マイクロチップ装着の義務はありませんが、できるだけ装着をお願いします。

マイクロチップがあっても、 畜犬登録(鑑札)は必要

マイクロチップ装着とは別に、狂犬病予防法に基づいた畜犬登録はすべての犬が行う必要があります。また、生後91日以上の犬は狂犬病予防注射を年1回受けさせてください。

詳しくはペットショップ、獣医師、または環境生活課におたずねください。

マイナンバーカードを作りませんか

マイナンバーカードを持っていると、こんなに便利になります

④ カードの申請・交付について マイナンバー窓口
町民課 町民係
マイナポイントについて 総合政策課

☎(234)6955
☎(232)4914
☎(232)2112



マイナンバーカードは

- ① 公的な身分証明書として使えます。
- ② 健康保険証として使えます。
※今後、マイナンバーカードを使える医療機関が増えています。
- ③ 口座情報を国に登録しておくことで、緊急時の給付金などが受け取れるようになります。申請時に必要な書類の提出などが省略され、皆さんの手続きへの負担が軽くなります。
- ④ 確定申告などの行政手続きがオンラインで行えます。
- ⑤ コンビニエンスストアのマルチコピー機で、さまざまな証明書の交付が受けられます。役場に来庁することなく、自身の都合に合わせて利用できます。
※全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、マルチコピー機が設置してあるイオン系列の店舗で利用できます。

※取得できる証明書は、QRコードからご確認ください。

取得できる証明一覧→



マイナンバーカードの申請・受取方法

申請から1カ月半程でカードができあがります。申請・受取りについて、詳しくは町民課にお問い合わせください。

申請は9月末までがおすすめ

9月末までにマイナンバーカードを申請した人は、マイナポイントの申し込みができます。お早めにご申請ください。



表面に氏名、住所、生年月日、性別など、裏面にマイナンバーが記載されています。



フッ化物洗口を再開しました

④ 健康・保険課 保健予防係
☎(232)4912



町では、町内の保育園、認定こども園の年長児と全小中学校でフッ化物洗口を実施しています。

令和2年より新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、中止や延期などの対応を行ってきました。

小中学校では、6月下旬より2年ぶりの開始となり感染予防に十分配慮し各学校で実施しています。

フッ化物洗口は、歯質を強化し口の中のむし歯ができにくい環境を整え、むし歯予防に十分効果があります。

また、日頃から自宅での歯磨きや歯科医療機関での定期受診なども組み合わせ、効果的にむし歯予防に努めましょう。

町食品衛生協会の活動を 紹介します

④ 町商工会内 食品衛生協会事務局
☎(232)2757

町食品衛生協会は、町内の食品関係事業者に対し「食品衛生」に関する講習会の開催、食品衛生施設一斉巡回指導を行っています。万が一の食品事故に備え、協会会員のための食品共済保険の取り扱いも行っています。また、食中毒予防を呼びかける広報巡回も行っております。

8月は食品衛生月間です。食中毒予防をはじめとする食の安全推進等の事業をより一層強力に推進するため、厚生労働省、熊本県、菊池保健所と連携しながら、食品衛生月間事業に取り組んでいます。町では、食中毒の予防啓発として、町内を広報車で巡回し広報活動を実施しています。

町食品衛生協会では、会員の募集を随時行っています。詳細は、町商工会へお問合せください。

